

令和6年度第2回朝霞市環境審議会 次第

日 時 令和6年10月31日（木）

午前10時00分

場 所 朝霞市役所 別館2階全員協議会室

1 開 会

2 議 題

（1）朝霞の環境（令和5年度年次報告書）（案）について

（2）第3次朝霞市環境基本計画実施計画（令和5年度実績版）

（令和4年度～令和7年度）（案）

（3）その他

3 閉 会

朝霞の環境（案）

（令和 5 年度年次報告書）



環境美化ポスター 入選作品
詳しくは 78・79 ページ参照

令和 6 年 1 0 月

朝霞市

年次報告書「朝霞の環境」とは

朝霞市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、望ましい環境像『みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞』の実現を目標とする「第3次朝霞市環境基本計画」を令和4年3月に策定しました。そして、この望ましい環境像を実現するため、

【環境目標】

【個別目標】

望ましい
環境像

みんなでつくる
水とみどりが豊かな
環境にやさしいまち
朝霞



自然と人との共生

生き物がすみやすく、豊かな
自然が身近に感じられるまち

1-1

生き物がすめる環境を大切にする

1-2

みどり豊かなまちをまもり育てる



快適な生活環境の確保

安心で快適に、
ずっと住み続けられるまち

2-1

きれいな空気をまもる

2-2

きれいな水と土をまもる

2-3

快適で住み良いまちをつくる



脱炭素・循環型社会 の推進

限りある資源を大切にし、
環境に負担をかけないまち

3-1

クリーンなエネルギーをつくる

3-2

省エネルギー・省資源をすすめる

3-3

地球に負荷の少ないまちをつくる

3-4

資源を大切に、繰り返し使う

3-5

気候の変化に備える



パートナーシップによる 環境活動の推進

みんなで環境を
学び、考え、取り組むまち

4-1

環境についてみんなで学ぶ

4-2

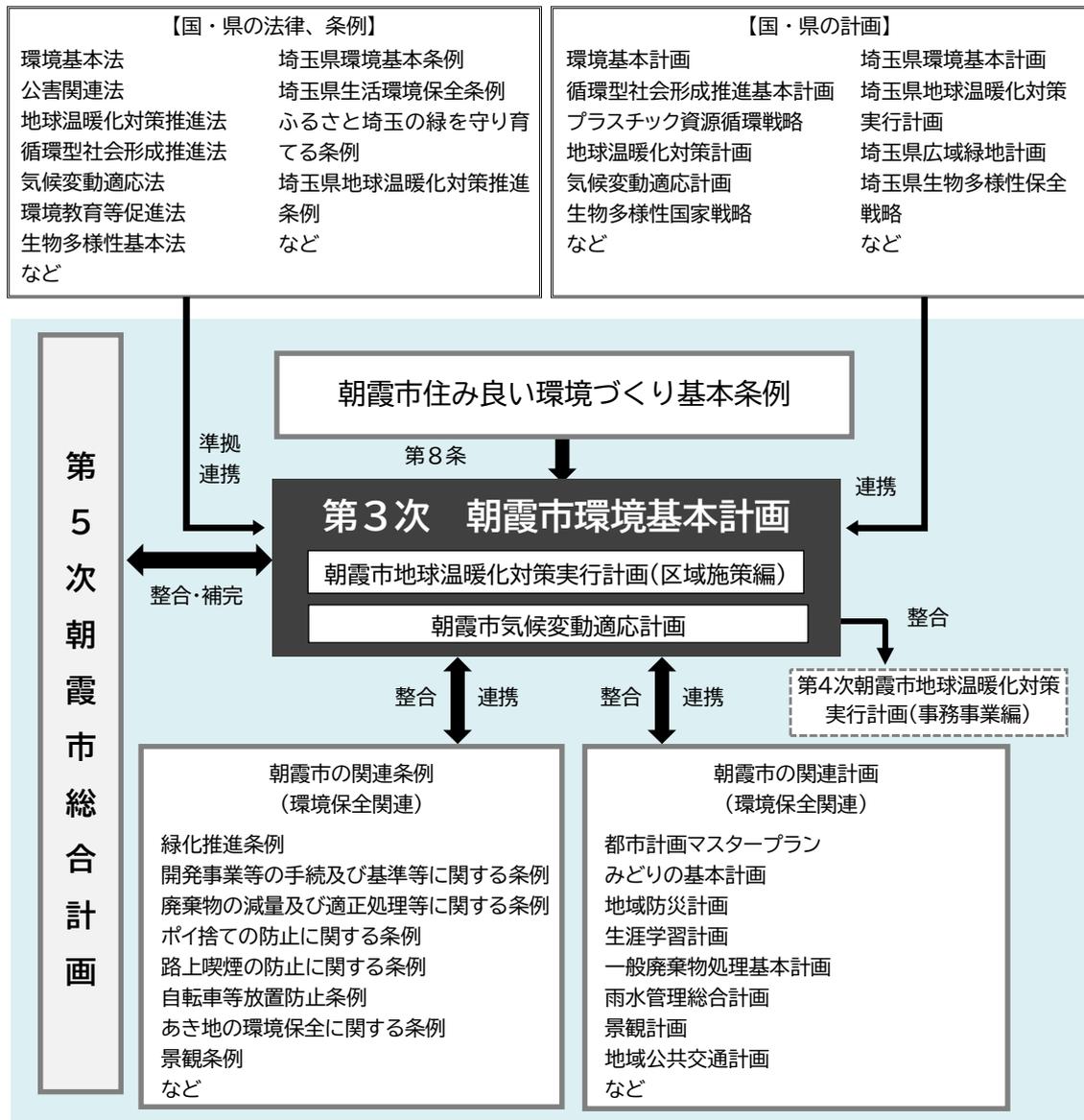
環境活動にみんなで参加し行動する

下記の4つの要素を基本として各環境目標を設定し、その目標の達成に向けた環境施策を展開しています。

この年次報告書「朝霞の環境」は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に基づき、その取組状況（前年度の実績）を報告書としてまとめ、公表するものです。

【実施施策】	【ページ】	【関連する SDGs 目標】
1-1-1 健全な水循環の形成	1	  
1-1-2 生物の生息・生育環境の保全	2	
1-1-3 生物多様性の確保	3	
1-2-1 緑地・樹林・樹木の保全	6	
1-2-2 農地の保全と活用	9	
1-2-3 都市の緑化	10	
1-2-4 緑豊かな景観の形成	11	
2-1-1 大気環境の保全	135	    
2-1-2 悪臭の防止	19	
2-2-1 河川の水質保全	20	
2-2-2 地下水汚染・土壌汚染の防止	25	
2-3-1 騒音・振動の防止	27	
2-3-2 日照障害、電波障害の防止	32	
2-3-3 環境美化の推進	32	
3-1-1 再生可能エネルギーの普及促進	47	      
3-1-2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50	
3-2-1 環境に配慮した行動の推進	51	
3-2-2 水の有効利用	55	
3-3-1 環境に配慮した移動手段の推進	57	
3-3-2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備	59	
3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進	61	
3-4-2 資源化の推進	63	
3-4-3 廃棄物の適正処理の推進	64	
3-5-1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発	67	
3-5-2 気候変動への適応策の推進	67	
4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供	73	  
4-1-2 環境情報の発信と普及啓発	80	
4-2-1 市民団体の環境保全活動支援	82	
4-2-2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等	85	

■朝霞市環境基本計画の位置付け



■環境基本計画（朝霞市住み良い環境づくり基本条例 第8条）

- 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ・ 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
 - ・ その他環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、朝霞市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 市長は、環境基本計画を策定したときには、速やかにこれを公表するものとする。

第1章 環境施策の展開

1 自然と人との共生

1-1 生き物がすめる環境を大切にす



1	健全な水循環の形成	1
	(1) 湧水地の保全	1
	(2) 雨水の浸透対策の推進	1
2	生物の生息・生育環境の保全	2
	(1) 雑木林の維持・管理	2
	(2) 自然を活かした水辺づくり	2
3	生物多様性の確保	3
	(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供	3
	(2) 外来生物の計画的な防除	3

1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1	緑地・樹林・樹木の保全	6
	(1) 市内に残る貴重な緑の保全	6
	(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用	6
	(3) 緑地の公有地化	7
	(4) 公園・緑地の確保	7
2	農地の保全と活用	9
	(1) 環境保全型農業の推進	9
	(2) 市民農園や農業体験の充実	9
	(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定	9
	(4) 市街化調整区域の農地の保全	9
3	都市の緑化	10
	(1) 公共施設の緑化	10
	(2) 住宅地・民間施設の緑化	11
4	緑豊かな景観の形成	11
	(1) 親水空間の保全と創出(水とのふれあい)	11
	(2) うるおいのある景観づくり	11
	(3) 史跡・文化財等の保全と活用	12

2 快適な生活環境の確保

2-1 きれいな空気をまもる



1	大気環境の保全	13
	(1) 大気環境の監視、改善	13
	(2) 放射性物質の監視	18
2	悪臭の防止	19
	(1) 悪臭の防止	19

2-2 きれいな水と土をまもる

1	河川の水質保全	20
	(1) 河川の水質の監視	20
	(2) 生活排水処理施設整備の推進	24
	(3) 工場・事業場の排水の監視・指導	24
2	地下水汚染・土壌汚染の防止	25
	(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止	25

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1	騒音・振動の防止	27
	(1) 自動車等の騒音・振動の監視	27
	(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導	30
2	日照障害、電波障害の防止	32
	(1) 日照障害、電波障害の防止	32
3	環境美化の推進	32
	(1) 散乱ごみ・不法投棄対策	32
	(2) 路上喫煙の防止	35
	(3) ペットマナーの向上	36
	(4) 放置自転車対策	41
	(5) あき地・空き家の環境保全	42
	(6) 鳥獣・害虫被害の防止	43

3 脱炭素・循環型社会の推進

3-1 クリーンなエネルギーをつくる



1	再生可能エネルギーの普及促進	47
	(1) 住宅用太陽光発電等設置の普及促進	47
2	公共施設への再生可能エネルギーの導入促進	50
	(1) 公共施設の太陽光発電等の導入	50

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1	環境に配慮した行動の推進	51
	(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進	51
	(2) 地球温暖化対策実行計画の推進	53
2	水の有効利用	55
	(1) 節水の啓発	55
	(2) 雨水の利用	55

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1	環境に配慮した移動手段の推進	57
	(1) 歩道、自転車利用環境等の充実	57
	(2) 次世代自動車の普及促進	59
2	コンパクトで利便性の高い生活環境整備	59
	(1) 広域交通ネットワーク形成	59
	(2) 公共交通機関の利用環境の充実	60

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1	廃棄物の排出抑制の推進	61
	(1) 3Rの推進	61
	(2) 生ごみの減量化	61
	(3) 食品ロス削減	62
	(4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実	62
	(5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導	62
2	資源化の推進	63
	(1) 地域リサイクル団体活動の推進	63
	(2) 廃棄物の資源化の促進	65
3	廃棄物の適正処理の推進	64
	(1) 適正処理の推進	64

3-5 気候の変化に備える

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 気候変動に関する影響の把握と普及啓発 | 67 |
| | (1) 気候変動に関する影響の把握 | 67 |
| | (2) 適応策に関する普及啓発 | 67 |
| 2 | 気候変動への適応策の推進 | 67 |
| | (1) 農業分野 | 68 |
| | (2) 水環境・水資源分野 | 68 |
| | (3) 自然生態系分野 | 68 |
| | (4) 自然災害分野 | 68 |
| | (5) 健康分野 | 71 |
| | (6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等） | 72 |

4 パートナースhipによる環境活動の推進**4-1 環境についてみんなで学ぶ**

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 環境教育や環境学習の機会の提供 | 73 |
| | (1) 環境教育や環境学習の機会の提供 | 73 |
| 2 | 環境情報の発信と普及啓発 | 80 |
| | (1) 環境情報の収集と発信 | 80 |

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

- | | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 市民団体の環境保全活動支援 | 82 |
| | (1) 環境に関する有識者等の活用 | 82 |
| | (2) 市民団体の環境保全活動支援 | 82 |
| 2 | 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 85 |
| | (1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等 | 85 |

第2章 資料編**1 大気関係**

- | | | |
|-----|------------------------|----|
| (1) | 二酸化窒素調査結果 | 86 |
| (2) | 大気粉じん調査結果 | 90 |
| (3) | 公共施設アスベスト調査結果（無機質繊維濃度） | 90 |
| (4) | ダイオキシン類調査結果（大気） | 90 |
| (5) | 常時監視測定結果（埼玉県実施調査） | 90 |

2 水質関係

- | | | |
|-----|------------|-----|
| (1) | 河川水質調査結果 | 93 |
| (2) | 小排水路水質調査結果 | 103 |

3 地下水関係

- | | | |
|--|-----------|-----|
| | 地下水概況調査結果 | 105 |
|--|-----------|-----|

4 魚類関係

- | | | |
|--|--------|-----|
| | 魚類調査結果 | 106 |
|--|--------|-----|

5 放射線測定結果

- | | | |
|-----|------------|-----|
| 5-1 | 空間放射線測定 | 109 |
| | (1) 市役所敷地内 | 109 |
| | (2) 小学校 | 109 |
| | (3) 中学校 | 109 |

(4) 保育園	110
(5) 児童遊園地・都市公園	111
(6) 市内除染箇所測定（ホットスポット）	112
5-2 放射性物質測定	113
(1) 水道水	113
(2) 焼却灰	113
(3) そのほかの放射性物質測定	113
第3章 用語解説	
1 用語解説	114

本文中に*印のある用語の解説を、50音順に掲載しています。

第1章

環境施策の展開

環境目標 1 自然と人との共生



生き物がすみやすく、豊かな自然が身近に感じられるまち

1-1 生き物がすめる環境を大切にす

1 健全な水循環の形成

(1) 湧水地の保全

湧水は、地域の生活や文化、生態系と深い関わりを持っており、身近な水源であるとともに、やすらぎの場として親しまれてきました。こうした湧水の保全のためには、十分な地下水が確保されなくてはなりません。このため、市では、雨水を地下に浸透させる設備や透水性舗装の整備を進めるなど、地下水を増やす取り組みを行うとともに、指定文化財等の公有地内の湧水地については、除草・清掃を行いながら保全しています。

令和5年度は、湧水地の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、1地点の湧水における代表的な物質のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンについて調査しました。

※詳細な調査結果については、資料編の105ページに掲載しています。

【調査結果（採水場所：城山公園駐車場 採水日：令和5年11月29日）】

物質名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	1	0
テトラクロロエチレン	1	0
1,1,1-トリクロロエタン	1	0

(2) 雨水の浸透対策の推進

市では、湧水箇所の保全及び水量の確保に有効な農地の保全、自然林の保全、透水性舗装や雨水浸透*ますの設置などによる、雨水の地下水浸透性の確保を積極的に推進しています。

令和5年度も歩道整備事業の際に、雨水の地下水浸透性を確保するため、透水性舗装を施工しました。また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、歩車道の雨水を地中に浸透させるレインガーデン（雨庭）の整備を進めています。そのほか、治水対策及び地下水、湧水の保全と復活のため、500㎡以上の規模の開発行為を行う場合に「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により貯留槽・浸透トレンチの設置について指導を行っています。

【貯留槽・浸透トレンチ設置状況】

年度	貯留槽		浸透トレンチ	
	件数	規模	件数	規模
令和5年度（設置件数）	2	98.7 m ³	13	508.8 m ³
令和4年度（設置件数）	2	311.0 m ³	21	1,154.0 m ³
令和3年度（設置件数）	5	314.7 m ³	17	837.6 m ³

年度	開発事業件数に対する雨水流出抑制施設設置割合
令和5年度	100%
令和4年度	100%
令和3年度	100%

○透水性舗装等の推進

透水性舗装は、地中に保持された水分が蒸発することにより、通常の舗装に比べ、路面の高温化を抑制する効果があり、街路樹の育成にも良い影響を与え道路の緑化にも役立つことから、市では、歩道舗装に可能な限り、透水性舗装を行っています。

【透水性舗装状況】

年度	透水性舗装面積
令和5年度	181.7 m ²
令和4年度	371.0 m ²
令和3年度	137.0 m ²

2 生物の生息・生育環境の保全

(1) 雑木林の維持・管理

市では、「朝霞市みどりの基本計画」（平成28年3月改訂）により、樹林地の保全を推進しています。

斜面林については、生態系だけでなく、景観、防災面においても重要であることから、特別緑地保全地区*や保護地区*として指定しています。また、市民団体との協働による里山の再生活動などにより、その保全を図っています。

令和5年度末現在、特別緑地保全地区5地区2.0ha、保護地区25地区78,555.96m²、保護樹木95本を指定しています。

(2) 自然を活かした水辺づくり

市では、水辺の生態系の保全や親しみやすい水辺空間の確保に努めています。

河川については、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために、河川管理者に対し協議・要望を行っています。

埼玉県では、平成24年度から、一つの川を上流から下流まで、地元自治体を実施するまちづくりなどと連携して、線的、面的に広がりを持った川の再生を行う、「川のまるごと再生プロジェクト」を開始し、黒目川が本プロジェクト選定河川となりました。

河川の地域特性を生かし自然と調和し地域住民に親しまれる川として再生するため、地域住民、埼玉県、市が協働で事業計画、利活用、維持管理等について協議検討し、平成27年度に整備が完了しました。

3 生物多様性の確保

(1) 生物多様性、生態系情報の蓄積・提供

「生物多様性」とは、様々な生物が様々な環境の中で、直接または間接的に支えあい、一方で競争しながらバランスを保って生きていることをいいます。

市では、生物多様性の大切さをご理解いただくため、市ホームページで生き物マップを公表し、生物多様性の保全の重要性についてお知らせするとともに、次代を担う子供達が身近な生き物に関心を持ち、生物多様性に対する理解を深める機会として、生き物調査を実施しており、実際に自然や生き物に触れる中で、生物多様性を守る重要性を伝えていく機会を提供しています。また年に1度、(公財)埼玉県生態系保護協会の専務理事を座長とし生物多様性市民懇談会を開催しています。令和5年度は、生き物台帳の更新、生き物マップの作成を行いました。

(2) 外来生物の計画的な防除

外来生物とは・・・もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国からもちこまれたもののことをいいます。外来生物は、日本でわかっているだけでも2,000種を超えます。自然環境の中で特に問題となっているのが、侵略的な外来生物です。

特定外来生物とは・・・外来生物の中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かすおそれのあるものを侵略的外来生物といいます。その中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業等に被害を与えるものとして国が法律に基づき指定した生物を特定外来生物として、駆除の対象としています。現在、130種類あまりの動植物が指定されています。

※外来生物はなぜいけないのか・・・

- 1 もともとその地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをして生態系に大きな影響を与えます。(アライグマなど)
- 2 毒をもっていたり、人をかんだりして危険があるものがあります。(カミツキガメなど)
- 3 農作物や魚を食べてしまいます。(アライグマ、ブラックバスなど)

市内でも特定外来生物であるアライグマの被害が増えています。アライグマは、可愛らしい姿で人気が出てペットとして飼われていましたが、逃げ出したり捨てられたりして野生化し、増えたもので、元来日本にはいなかった外来(北米や中南米原産)の動物です。

市では「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマ捕獲を実施しております。

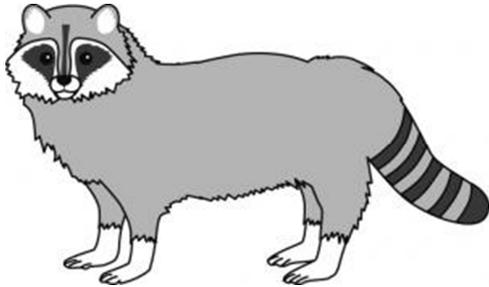
アライグマ捕獲数

	令和5年度	令和4年度	令和3年度
捕獲数	88	76	78

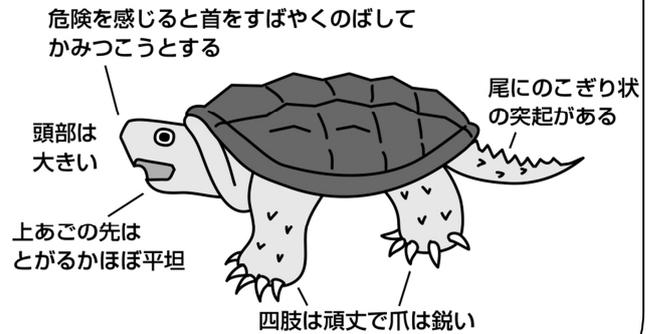
《埼玉県内にいる代表的な特定外来生物》

アライグマ

姿はタヌキに似ているが、尾が長く、黒色と茶褐色のしま模様となっている。ひげが白い。



カミツキガメ

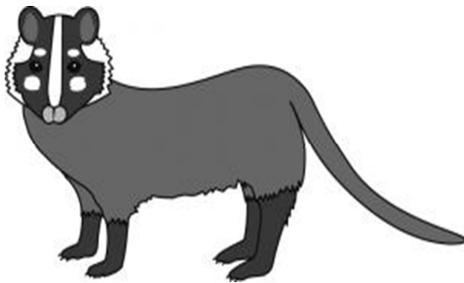


《アライグマと間違いやすい動物》

※特定外来生物ではないため、市でむやみに捕獲・駆除ができません。

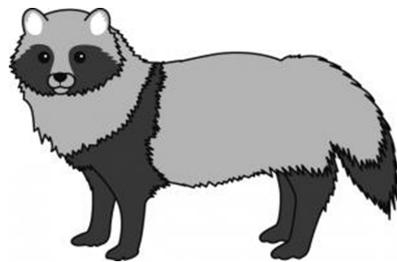
ハクビシン

鼻から頭にかけて白いたて線があり、尾は細長く、木登りが得意である。外来生物。



タヌキ

アライグマと間違いやすいが、しっぽは太く短く、尾にしま模様がない。ひげが黒い。日本の代表的な哺乳類。



注意!

被害にあわないために注意すること

特定外来生物に限らず、野生生物により生活環境への被害が出る場合があります。被害を未然に防ぐために、次のことに注意しましょう。

・エサを与えない

故意のエサやりは、人馴れにもつながり個体数が増えてフン害も拡がるためやめましょう。また、生ごみの出し方が悪いとエサ場になることもあるため、生ごみは収集日の朝に出す（前日などに出さない）などごみ出しのルールをきちんと守るとともに、生ごみは見えないように新聞紙などに包んで捨てるなどの配慮もお願いします。

木に成る果実も放置せず収穫する、畑などの農作物も間引いたものは放置せずに片づけましょう。

・家屋の点検をする

床下や戸袋、屋根裏など、侵入できる穴があると住み着いてしまい、騒音やフン尿などによる被害になることもあります。風通しなど本来の機能を保ちながらも、金網などで物理的に塞ぐなどの対策が有効です。

・近づかない

むやみに近づいたりしないようにしましょう。万一、噛まれたりすると感染症などの危険性があります。

・拡げない

動物の遺棄は犯罪です。

ほかにもこんな生物が・・・

近年、海外から流通などの経路により、セアカゴケグモなどの特定外来生物が日本国内で発見され報道されています。

万が一、発見された場合は、市または埼玉県西部環境管理事務所（電話：049-244-1250）にご連絡ください。



き
「特定外来生物」とは、海外起源の外来種で、日本の生態系や農業などに大きく被害を及ぼす動植物を国が指定しているものです。特に埼玉県内では、アライグマの増加が懸念されています。その可愛らしい姿から、つい気軽に餌付けなどをしてしまうと、人馴れし、私たちの生活圏にさまざまな被害をもたらします。また、病気を持っている事もあり大変危険なので、むやみに手を出さずに、野生動物との距離を保つようにしましょう。

と
野生動物は人から食べ物をもらうことを覚えると、自然の中では生きていけません。また栄養状態が良くなると、個体数が増え、鳴き声やふん害など周りの生活環境にも影響が出たり、人を恐れなくなり、食べ物をねだるようになり、襲いかかってくることも。野生は野生のまま、遠くからそっと見守る、野生動物にエサはあげない、人と野生動物の距離感を保つようにしましょう！

き
外來生物「入れない捨てない拡げない」
気が付けよう

と
動物に
むやみにエサを
あげないで



1-2 みどり豊かなまちをまもり育てる

1 緑地・樹林・樹木の保全

(1) 市内に残る貴重な緑の保全

市では、市民の良好な生活環境の形成に寄与するため「朝霞市緑化推進条例」に基づき、武蔵野の原風景でもある屋敷林、社寺林やまとまりのある樹林、地域のシンボルとなる大木について、地権者の方々のご理解とご協力をいただき、平成元年より保護地区・保護樹木として指定し、緑地の保護・保全に努めています。

また、同条例に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市緑化推進会議」を設置し、緑地の保護及び緑化の推進を図っています。

【保護地区及び保護樹木】

年度	市内全域における緑被率※	保護地区数	保護地区面積	保護樹木数
令和5年度	34.8%	25地区	78,555.96㎡	95本
令和4年度	未調査	27地区	83,412.96㎡	93本
令和3年度	未調査	27地区	83,896.96㎡	91本

※緑被率は、5年に一度調査する緑被面積調査により割合を出しています。

(参考：平成30年度 36.1%)

(2) 市民との協働による公園・広場・道路の利活用

市では、平成24年7月に、国による宿舍予定地跡地の現状回復工事が完了したことから、暫定的に市民が利用できるよう、関東財務局と管理委託契約を締結し、平成24年11月より基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を市民との協働によりオープンしました。

この「朝霞の森」は、市民のみなさんと一緒に「使いながらつくる、つくりながら考える広場」として、市民中心の管理運営に取り組んでいます。

また、令和2年2月に、市役所前（はじまりのケヤキ）を起点として南口広場までの延長約800mに及ぶ広幅員の緑道としてシンボルロードを整備しました。

(3) 緑地の公有地化

市では、緑地を公有地化することで公共緑地を増やし、持続的な緑地の保全に努めています。また、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園を確保し、良好な生活環境の向上を図るため、街区公園の整備を進めています。

(令和6年3月31日現在)

都市公園 【44箇所 308,746.40㎡】	街区公園	83,250.44㎡
	歴史公園	15,371.76㎡
	近隣公園	41,898.30㎡
	地区公園	143,953.01㎡
	都市緑地	24,272.89㎡
児童遊園地 【83箇所 28,009.27㎡】	公有地	15,055.46㎡
	民有地	12,953.81㎡
公的緑地 【12箇所 35600.98㎡】	朝志ヶ丘緑地	2,036.26㎡
	宮戸緑地	5471.39㎡
	宮戸三丁目緑地	78.00㎡
	宮戸四丁目緑地	396.00㎡
	岡緑地	4,299.65㎡
	代官水緑地 (民有地 105.21㎡含む)	3,808.04㎡
	田島緑地	3,000.00㎡
	根岸台八丁目緑地 (郷戸緑地含む) (民有地 4658.26㎡含む)	9079.94㎡
	向山緑地	70.02㎡
	公団前緑地	49.18㎡
	新屋敷緑地	3,048.28㎡
	(仮称)稲荷山緑地	4,264.22㎡

	1人当たりの公園面積 (公園面積/人口)
令和5年度	2.12㎡
令和4年度	2.14㎡
令和3年度	2.14㎡

(4) 公園・緑地の確保

市では、良好な生活環境の向上を図るため、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和5年度は、都市公園及び児童遊園地の施設の整備・改修工事を24件実施しました。

また、防災・減災や地域づくり、生物生息空間の場の提供など、複数の課題の解決を目指すため、自然環境が持っている様々な機能(生物多様性、良好な景観をつくる、気温上昇を抑制する等)をインフラ整備の中で積極的に活用するグリーンインフラを取り入れた公園・緑地・道路及び歩道の整備を行っています。

西久保公園



代官水特別緑地保全地区



宮戸特別緑地保全地区



郷戸特別緑地保全地区



○ オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけでなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

○ 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

2 農地の保全と活用

(1) 環境保全型農業の推進

農業の健全な発展と環境の保全に資するため、農業用廃プラスチック等収集処理運営協議会に対し補助金を交付し、農薬の空き缶・空きびん・マルチビニール等の回収・処理を行う環境保全型農業を推進しています。令和5年度は、延べ116戸の農家より、空き缶229個・空きびん235個・プラスチック容器1,411個・塩化ビニール350kg・ポリエチレン類3,870kgの回収・処理を行いました。

安全な地場農産物の供給及び土壌の通気性・保水性の改善や化学肥料の過剰投入による環境への負荷の軽減等を図るため、環境保全型農業に有効な有機質肥料及び資機材の購入に対して補助を行いました。令和5年度は有機質肥料762件102,481kg、資機材23件32個の補助を行いました。

(2) 市民農園や農業体験の充実

市では、余暇の増大や価値観の多様化に伴い、農業者以外の市民が野菜や花等を栽培し、自然と触れ合いたいとの要望に応えるとともに、都市農業に対する理解を深め、地域農業の活性化と遊休農地の利用促進を図るために市民農園を設置し管理しています。なお、令和6年3月31日現在では、6農園・450区画11,078㎡となっており、利用率は100%でした。

また、農業に親しむ環境を作り、農業に対する理解を促すため、市内農業者の協力のもと年5回の農業体験を実施しています。令和5年度の参加者数は430組・1,300名でした。

(3) 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定

市では、生産緑地地区の追加指定を行っています。生産緑地地区とは、市街化区域内の農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づき都市計画に定める農地等をいいます。令和6年3月31日現在、市の生産緑地地区は215地区、約64.53haとなっています。令和5年度は1地区を新たに指定いたしました。

また、指定から30年経過する生産緑地について、さらに10年延期する特定生産緑地の指定も併せて行っています。

(4) 市街化調整区域の農地の保全

黒目川や新河岸川沿いの市街化調整区域のまとまった農地は、都市部の貴重な生産地であり、景観形成、雨水浸透機能、遊水機能等の役割を有していることから、継続して保全に努めます。

3 都市の緑化

(1) 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。既存の緑を残していくためにボランティア団体の登録を行っており、令和5年度では、公園や緑地内の清掃等を行う公園・緑地管理ボランティア団体が24団体、市管理道路の区域内における道路清掃等を行う道路美化活動団体が25団体、ご登録していただいています。

令和5年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化*設置施設	面積	屋上緑化*設置施設	面積
市役所本庁舎	216.00㎡	中央公民館	65.00㎡
朝霞市斎場	30.00㎡	朝霞第一中学校	544.52㎡
溝沼複合施設	235.87㎡	朝霞第四小学校	1,232.55㎡
宮戸保育園	80.00㎡	朝霞第五小学校	485.80㎡
仲町保育園	120.00㎡	朝霞第七小学校	100.00㎡
朝霞駅南口原動機付 自転車駐車場	111.00㎡	根岸台市民センター	77.60㎡
		膝折市民センター	185.00㎡
泉水浄水場第3配水池	5,260.00㎡		

壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積	壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積
市役所本庁舎	117.00㎡	中央公民館	153.60㎡
内間木支所	12.00㎡	東朝霞公民館	80.00㎡
浜崎保育園	1.00㎡	西朝霞公民館	59.40㎡
東朝霞保育園	6.00㎡	南朝霞公民館	40.30㎡
溝沼保育園	4.64㎡	北朝霞公民館	10.24㎡
根岸台保育園	18.00㎡	内間木公民館	46.60㎡
北朝霞保育園	16.20㎡	朝霞第四小学校	506.28㎡
栄町保育園	6.00㎡	朝霞第五小学校	386.48㎡
泉水保育園	1.00㎡	朝霞第八小学校	109.00㎡
さくら保育園	12.00㎡	総合体育館	54.00㎡
きたはら児童館	3.78㎡	武道館	30.00㎡
保健センター	16.00㎡		

(2) 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、本市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等（平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加）は良好な生活環境の形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設塀を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成18年度より実施し、令和5年度までに累計542.1mの補助を行いました。

4 緑豊かな景観の形成

(1) 親水空間の保全と創出（水とのふれあい）

市では、水に親しみやすい空間を創出し、景観の向上や、河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、河川管理者との協議により、多自然川づくりと、水と緑のネットワーク、緑道・遊歩道の創出に努めています。

令和5年度は河川の定期的な除草を実施しました。

また、自然環境が持つ多様な機能を生かしたグリーンインフラの考え方を取り入れ、水辺の花と緑を楽しみ、木洩れ日の下で集い憩う庁舎前広場（花の池テラス）の整備を実施しました。

(2) うるおいのある景観づくり

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、朝霞市景観計画を定め、平成28年4月に施行しました。

令和5年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により67件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路（岡通線・駅東通線）の整備に際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化に際してグリーンインフラの考え方を取り入れた道路整備を推進していきます。

(3) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柵塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

① 史跡の保護・保全

・ 県指定史跡「柵塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柵塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柵塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。

・ 市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

・ 市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地内の松や低木の剪定などの管理を行っています。

・ 市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として渇水期に毎分約800ℓの井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

・ 国指定重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

国指定重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。年中行事の展示や体験学習などを実施し活用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用には、ボランティアにご協力いただいています。

令和5年度は、畑を利用したさつまいも掘りや、さといも掘りといった農業体験などの事業を実施し、11,058人が来園しました。

・ 一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和5年度には3団体に補助金を交付しました。

・ 埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和5年度は、99件の確認調査、7件の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び資料の公開・展示を行っています。



2-1 きれいな空気をまもる

1 大気環境の保全

(1) 大気環境の監視、改善

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバジ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。
※詳細な調査結果については、資料編の86～89ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。
※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、「埼玉県生活環境保全条例」により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう、事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の90ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
大 気 調 査	① 二酸化窒素調査	・市内61地点	・年2回 (7月・1月) 1回72時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	② 大気粉じん調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回24時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年2回 (7月・1月) 1回4時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③ 公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計4施設	・年1回 (施設ごと) 1回4時間測定 (敷地境界線上4方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
④ ダイオキシン類調査	・保健センター	・年2回 (7月・1月) 1回168時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合	

※詳細な調査結果については、資料編の86～90ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。
※詳細な調査結果については、資料編の90～92ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

《野外焼却は、なぜいけないの？》

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和5年度	6
令和4年度	9
令和3年度	18

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリング・ストップの指導件数】

年度	件数
令和5年度	2
令和4年度	2
令和3年度	2



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

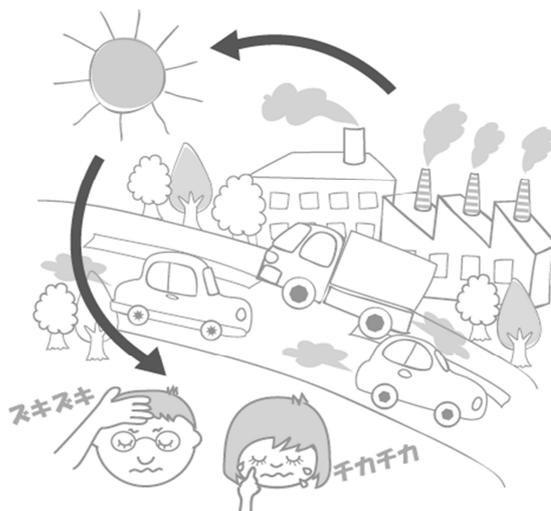
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることを心がけてください。乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

年度 \ 種類	予報	注意報	警報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和5年度	6	6	0	0	0 (0)
令和4年度	9	5	0	0	0 (0)
令和3年度	2	2	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）*

埼玉県では、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回、PM2.5の常時監視測定を行い、濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和5年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車*の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んできています。

⑨ 公害苦情の現況

公害は事業活動などに伴って生じる、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることと定義され、これら7種類は「典型7公害」と呼ばれています。

公害苦情は地域住民に密着した問題のため、現地調査を行い敏速かつ適正に対応することが必要であり、公害関係法令に基づく規制対象の場合は、規制基準値を遵守するように指導を行っております。

しかし、近年では、公害関係法令の規制対象とならない騒音、振動などの苦情のほか、日常生活が起因となる苦情も増加しており、近隣間のコミュニケーション不足などでトラブルとなることもありますので、必要に応じて市が間に入り、お互いの歩み寄りを促すといった対策に苦慮するケースが増えています。

【公害苦情件数】

年度	苦情件数	その他	典 型 7公害	(内訳) 典 型 7 公 害						
				大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
令和5年度	39	0	7	2	0	0	2	2	0	1
令和4年度	59	0	9	1	3	0	5	0	0	0
令和3年度	62	0	8	2	1	0	4	0	0	1

※総務省公害苦情調査資料に基づき、「その他」を追加しました。

「その他」の主な項目…廃棄物投棄、光害、土砂の流出等

⑩ 公害防止組織

公害防止統括者制度は、企業内に公害防止組織を整備することによって、公害の未然防止を図るために設けられた制度で、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づいて、一定規模以上の施設を有する工場に対し公害防止統括者、公害防止管理者等の選任を義務付けています。

また、小規模な工場・事業場についても、「埼玉県生活環境保全条例」により公害防止統括者制度に準じた公害防止監督者制度によって公害防止監督者、公害防止主任者等の選任を義務付けています。

(単位：人)

種別 \ 区分	公害防止統括者	公害防止統括者の代理者	公害防止管理者	公害防止管理者の代理者
大気関係	20	19	7	3
粉じん関係			7	7
水質関係			11	8
騒音関係			6	3
振動関係			8	4
計	20	19	39	25

(令和6年3月31日現在)

公害防止監督者等の選任状況

(単位：人)

種別 \ 区分	公害防止監督者	公害防止監督者の代理者	公害防止主任者	公害防止主任者の代理者
大気関係	60	58	11	10
水質関係			2	2
騒音振動関係			56	44
計	60	58	69	56

(令和6年3月31日現在)

(2) 放射性物質の監視

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和5年度は延べ14件の貸し出しを行いました。そのほか、水道水、クリーンセンターの焼却灰についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和5年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最大値		最小値		平均値 (地上)
	測定値	測定日 測定場所	測定値	測定日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週1回	0.071	R5.9.6 地上1m	0.045	R6.3.27 地上1m	0.060
保育園等（4園） 園庭 年2回	0.071	R5.4.17 地表	0.034	R5.10.5 地表	0.048
学校（小・中学校15校） 校庭 年3回	0.088	R5.12.14 地上1m	0.032	R5.11.9 地上50cm	0.054
公園・児童遊園地（10か所） 敷地内 年4回	0.074	R5.12.20 地上50cm	0.039	R5.9.26 地上50cm	0.058

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の109～113ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤、または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料でを行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
048-463-1512



2 悪臭の防止

(1) 悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和47年5月31日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和5年度	1
令和4年度	0
令和3年度	1

2-2 きれいな水と土をまもる

1 河川の水質保全

(1) 河川の水質の監視

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される污水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていましたが、近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の93～102ページに掲載しています。

② 小排水路調査

小排水路の水質に環境基準は適用されませんが、河川本流に与える影響を捉えるために市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の103・104ページに掲載しています。

お願い！

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数が増えることから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の105ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の106～108ccccページに掲載していません。

⑦ 水質汚濁防止法特定事業所立入調査

水質汚濁防止法の特定施設から事業所排水について監視及び適正化を図るため埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果報告を受けています。

(調査結果については次ページ参照)

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川 : 新宮戸橋付近 (C類型) 内間木橋付近 黒目川 : 大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川 : 越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川:新盛橋付近 黒目川:笹橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(11月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川:田子山樋管流入付近 黒目川:新座大橋下流朝霞第一 雨水幹線付近 越戸川:東京メトロ和光車輛基地 の暗渠開口部付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川:内間木橋付近 黒目川:東林橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(7月)
⑦水質汚濁防止 法特定事業所 立入調査	立入調査:1事業所 分析調査:0事業所 ※指導権限をもつ埼玉県西部環境管 理事務所と連携を図り、立入調査、 指導(有害物質取扱事業所を含む)	不特定日	
⑧底質調査	新河岸川:内間木橋付近 黒目川:笹橋付近 越戸川:東和橋付近	年1回(8月)	

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	すべて基準に適合していた。
健康項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
要監視項目 ※黒目川は埼玉県で調査	すべて基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ ふん便性大腸菌群数）※黒目川	水質B（1回）、水質C（1回）、不適（2回） ※判定基準の区分：適（水質A A・A）、可（水質B・C）、不適 ※環境基準はないため、「水浴場水質判定基準」を参考とした。
生活環境項目、流量	流入先河川の環境基準を適用した場合に、次の5項目が不適合であった。 （1）水素イオン濃度（pH）（2）生物化学的酸素要求量（BOD） （3）溶存酸素量（DO）（4）全亜鉛 （5）直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS） ※小排水路に環境基準はなく、流入先の河川の基準値を準用した。 ※継続して調査を実施する。 ※詳細は資料編 ページに掲載
底生生物・付着藻類	水質状況は次のとおりの結果となった。 ①新河岸川（新盛橋付近）：ややきれいな水～きたない水の間 ②黒目川（笹橋付近）：ややきれいな水 ③越戸川（東和橋付近）：ややきれいな水 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（水質階級：4階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリ クロロエチレン、テトラクロロ エチレン等	地下水1地点でテトラクロロエチレンが不適合（0.011mg/L）であった。 ※環境基準：テトラクロロエチレン 0.01mg/L以下（年平均） ※不適合地点は、平成18年度以前から基準超過しており、今後も継続して調査を実施する。
ユスリカ幼虫数	新河岸川（0個体）、黒目川（4個体）、越戸川（0個体）
魚類等出現種	市内3河川において、魚類12種、甲殻類5種、は虫類2種が確認された。 （うち外来種：魚類1種、甲殻類1種、は虫類1種）
現場確認	届出未提出事業所への立入を実施した。 ※採水での分析調査はなし
カドミウム、鉛、六価クロム等 11項目	基準に適合していた。

※詳細については、資料編の93～108ページに掲載しています。

(2) 生活排水処理施設整備の推進

① 下水道の整備

本市における下水道の整備については、従来の市街化区域内の整備がほぼ完了しましたが、平成23年1月に旧暫定逆線引き地区*が市街化区域に編入されたことから、同地区の整備を進めています。（平成25年7月1日から宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部供用開始）

また、市ホームページで市民に対し水洗化への早期切り替えについての啓発を継続して行っており、今後も啓発活動等により公共下水道への接続を促進していきます。

【下水道普及率及び水洗化率の推移】

区 分 年 度	下水道普及率 (%)		水洗化率 (%)
	朝 霞 市	埼 玉 県	
令和5年度	97.9	83.6	99.1
令和4年度	97.8	83.2	99.1
令和3年度	97.8	82.9	99.1

※ 下水道普及率=処理区域内人口/行政人口×100

※ 水洗化率=水洗化人口/処理区域内人口×100

② 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、「広報あさか」及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性と併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和5年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は12件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和5年度	7	0	5
令和4年度	20	5	10
令和3年度	7	3	3

(3) 工場・事業場の排水の監視・指導

① 水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

2 地下水汚染・土壌汚染の防止

(1) 地下水汚染・土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和5年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の105ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和5年11月29日）】

物質名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	1
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排出水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査結果（令和5年度）】

事業場数	適合数	不適合数
—	—	—

※令和5年度は分析調査の実施はありませんが、1事業所への立入調査を実施しています。

③ 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

④ 地盤沈下対策

地盤沈下は、私たちの生活の基盤である大地が継続的に沈下していく現象で、主に地下水を過剰に汲み上げることによって発生します。地盤沈下は他の公害問題と異なり、人の健康等に直接影響を及ぼすものではありませんが、建築物・工作物や地下埋設物の物的被害を生じさせます。このため、新たな地盤沈下を防止するために、「工業用水法」及び「埼玉県生活環境保全条例」などで既存の深井戸の使用を制限したり、新たな井戸の設置に厳しい規制をかけたりしています。

【地盤標高の経年変動】

基標番号	所在地		調査開始年月	各年別変動量 (mm)				
	町(字)名	目標		平成	令和	令和	令和	令和
				31.1.1 ～ 令和 2.1.1	2.1.1 ～ 令和 3.1.1	3.1.1 ～ 令和 4.1.1	4.1.1 ～ 令和 5.1.1	5.1.1 ～ 令和 6.1.1
仮 254-017	栄町4-1547	自衛隊駐屯地 北側路上	H14.1	設置場 所変更				
仮 2019-02	岡地先	陸上自衛隊朝霞 駐屯地脇歩道上	R2.1	設置場 所変更	+0.2	+1.3	+0.7	+0.3

※平成13年度仮点

※「水準測量成果表(埼玉県)」より

【朝霞市の地下水揚水量の経年変化】

(単位：m³/日)

年度	工業用	建築物用	水道用	合計
令和5年度				
令和4年度	1,674.6	290.3	11,097.2	13,062.1
令和3年度	1,700.0	301.8	12,649.3	14,651.1

※「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

※令和5年度のデータはまだ公表されていません。

2-3 快適で住み良いまちをつくる

1 騒音・振動の防止

(1) 自動車等の騒音・振動の監視

① 自動車騒音・振動の監視

騒音規制法第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。

令和5年度は、2路線2区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	<p>【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価</p> <p>【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合</p>
調査地点	<p>【調査路線及び調査地点】</p> <p>A 一般国道254号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間（面的）：和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 ・調査地点（点的）：幸町3丁目9番付近 <p>B 県道朝霞蕨線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区間（面的）：一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 ・調査地点（点的）：根岸台5丁目6番付近
調査結果	<p>【点的評価】</p> <p>A 一般国道254号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸町3丁目9番付近（昼間：73dB、夜間：73dB） <p>B 県道朝霞蕨線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根岸台5丁目6番付近（昼間：64dB、夜間：58dB） <hr/> <p>【面的評価】</p> <p>A 一般国道254号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和光市・朝霞市境（栄町4丁目7番付近）～県道朝霞蕨線（幸町2丁目6番付近）間 基準達成戸数割合 84.8%（308戸／363戸） <p>B 県道朝霞蕨線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般国道254号（幸町2丁目6番付近）～一般国道254号（大字上内間木付近）間 基準達成戸数割合 100%（2,146戸／2,146戸）

② 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和5年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（1月）24時間測定】

調査方法	<p>【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価</p> <p>【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価</p>
調査地点	<p>A 宮戸2丁目バス停付近（宮戸2丁目9番付近） B 城山通り朝霞橋付近（溝沼6丁目15番付近） C 朝霞第五小学校付近（西弁財2丁目1番付近） D 三原2丁目交差点付近（三原2丁目22番付近）</p>
調査結果	<p>【騒音調査】</p> <p>A 宮戸2丁目バス停付近：昼64dB、夜57dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 城山通り朝霞橋付近：昼66dB、夜62dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 朝霞第五小学校付近：昼67dB、夜63dB 環境基準：不適合（昼及び夜） D 三原2丁目交差点付近：昼63dB、夜58dB 環境基準：不適合（昼及び夜）</p> <p>（参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準（B）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （A・C・D）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（B）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （A・C・D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下</p> <p>【振動調査】</p> <p>A 宮戸2丁目バス停付近：昼46dB、夜33dB B 城山通り朝霞橋付近：昼53dB、夜43dB C 朝霞第五小学校付近：昼49dB、夜42dB D 三原2丁目交差点付近：昼43dB、夜37dB</p> <p>（参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼間：8時～19時 夜間：19時～8時 環境基準：なし 許容限度：（A・B・C・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下</p>

③ 鉄道の騒音・振動の監視

市では、平成4年度から、JR武蔵野線沿線13市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から12.5mの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通じ日本貨物鉄道(株)及び東日本旅客鉄道(株)に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、新型車輛の導入、車輛の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考えである、との回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（dB）

年度	区分 測定日	12.5m地点					
		客 車		貨 車		等価騒音レベル	
		上 り	下 り	上 り	下 り	昼間	夜間 (推定値)
令和5年度	5月20日	80.4	81.8	78.9	78.2	57.0	55.1
令和4年度	6月18日	84.7	82.4	84.7	83.8	60.2	58.6
令和3年度	5月8日	83.5	82.5	84.6	85.7	60.5	57.6

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大第一74号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は60dB以下、夜間は55dB以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（dB）

年度	区分 測定日	12.5m地点			
		客 車		貨 車	
		上 り	下 り	上 り	下 り
令和5年度	5月20日	54.1	51.8	51.3	54.9
令和4年度	6月18日	55.2	51.6	58.1	56.1
令和3年度	5月8日	59.6	53.6	59.9	58.0

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

④ 家庭用機器や音響機器などの近隣騒音

家庭用機器や音響機器などの近隣騒音などの生活騒音については、法的規制がありませんが、近年、生活騒音の問題が深刻化しています。市では、ホームページで、家庭用機器や音響機器を含む生活騒音について注意喚起を行っています。また、市民や事業者向けに騒音に配慮した家庭用燃料電池（エネファーム）の設置についての周知も行っていきます。

(2) 工場・事業場の騒音・振動の防止・指導

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況（令和6年3月31日現在）】

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	88	362	金属加工機械	液圧プレス	84	543
	製管機械				機械プレス		
	バンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機				—		
	鍛造機			圧縮機	49	425	
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	7	19	
	ブラスト						破碎機
	タンブラー						摩砕機
	切断機					ふるい	分級機
空気圧縮機等	空気圧縮機	86	1,032	織機		0	1
	送風機			コンクリートブロックマシン	1	2	
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリート管・柱製造機械	2		
	摩砕機			木材加工	ドラムバーカー	2	4
	ふるい				チッパー		
	分級機			印刷機械	31	130	
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳造型機		1	5
穀物用製粉機		0	0	X			
木材加工機械	ドラムバーカー	6	23				
	チッパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
かな盤							
抄紙機		1	1				
印刷機械		46	168				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳造型機		1	5				
計		266	1,757	計		197	1,340

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048-463-1512



【埼玉県生活環境保全条例による

指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】

(令和6年3月31日現在)

施設の種類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉砕機	2	3
	ペレタイザー	1	1
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	15	74
計	34	146	
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	X
	ハンドグラインダー使用	16	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	24	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】

(令和5年度)

種類	区分	騒音	種類	区分	振動
くい打機		1	くい打機		1
びょう打機		0	鋼球		0
さく岩機		43	舗装版破砕機		0
空気圧縮機		8	ブレーカー		35
プラント		0	X	X	X
バックホウ		6			
トラクターショベル		0			
ブルドーザー		0			
計		58	計		36

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】

(令和5年度)

種類	区分	騒音	振動
設置届出		3	1
使用届出		1	0
数変更届出		1	0
防止の方法変更届出		0	0
氏名等の変更届出		2	2
使用全廃届出		0	0
承継届出		0	0
計		7	3